（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「、第六条第一項」を削り、「又は同条第四項若しくは」を「、同条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二第一項の規定又は」に改め、同条第三項第三号中「附則第十六条第三項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

附則第十一条第一項第二号ロ中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改め、「附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百四十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十三項若しくは第二十六項」を「第十七項若しくは第三十項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百四十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法等の一部を改正する法律

法律第八号

関税定率法等の一部を改正する法律（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二八一八・三〇号中「三・九％」を「無税」に改める。

別表第二八二七・四九号を次のように改める。

二八二七・四九	その他のもの
	一　オキシ塩化ジルコニウム
	二　その他のもの
	別表第二九〇七・一九号中「
	二　その他のもの
	」を
	(一)　単核一価フェノール
	A　パラ－ターシャリ－ブチルフェノール
	B　その他のもの
	(二)　その他のもの
	」に改める。

三・九％	無税
四・六％	無税
四・六％	無税

別表第二九二三・九〇号を次のように改める。

二九二三・九〇	その他のもの
	一　水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（ADAH）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（TEAH）
	二　その他のもの
	別表第三三〇七・九〇号を次のように改める。
三三〇七・九〇	その他のもの
	別表第三八二四・九九号中「
	四　その他のもの
	(一)　ジスプロシウム鉄合金
	(二)　その他のもの
	別表第五三〇六・一〇号中「九・六％」を「無税」に改める。
	別表第五三〇八・九〇号中「
	二　ラミー糸
	三　その他のもの
	」を「
	九・六％
	」に改める。

四％	無税
三・八％	無税
九・六％	無税

別表第六一・〇一項から第六一・〇四項までを次のように改める。

六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）
六一〇一・二〇	綿製のもの
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
	二　その他のもの
六一・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇二・二〇	綿製のもの
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一〇三・一〇	スーツ
	一　羊毛製、繊獣毛製又は合成繊維製のもの
	二　その他のもの

一〇・九％	
一〇・九％	
一〇・九％	
八・四％	
一〇・九％	
一〇・九％	
一〇・九％	
八・四％	
一〇・九％	
八・四％	